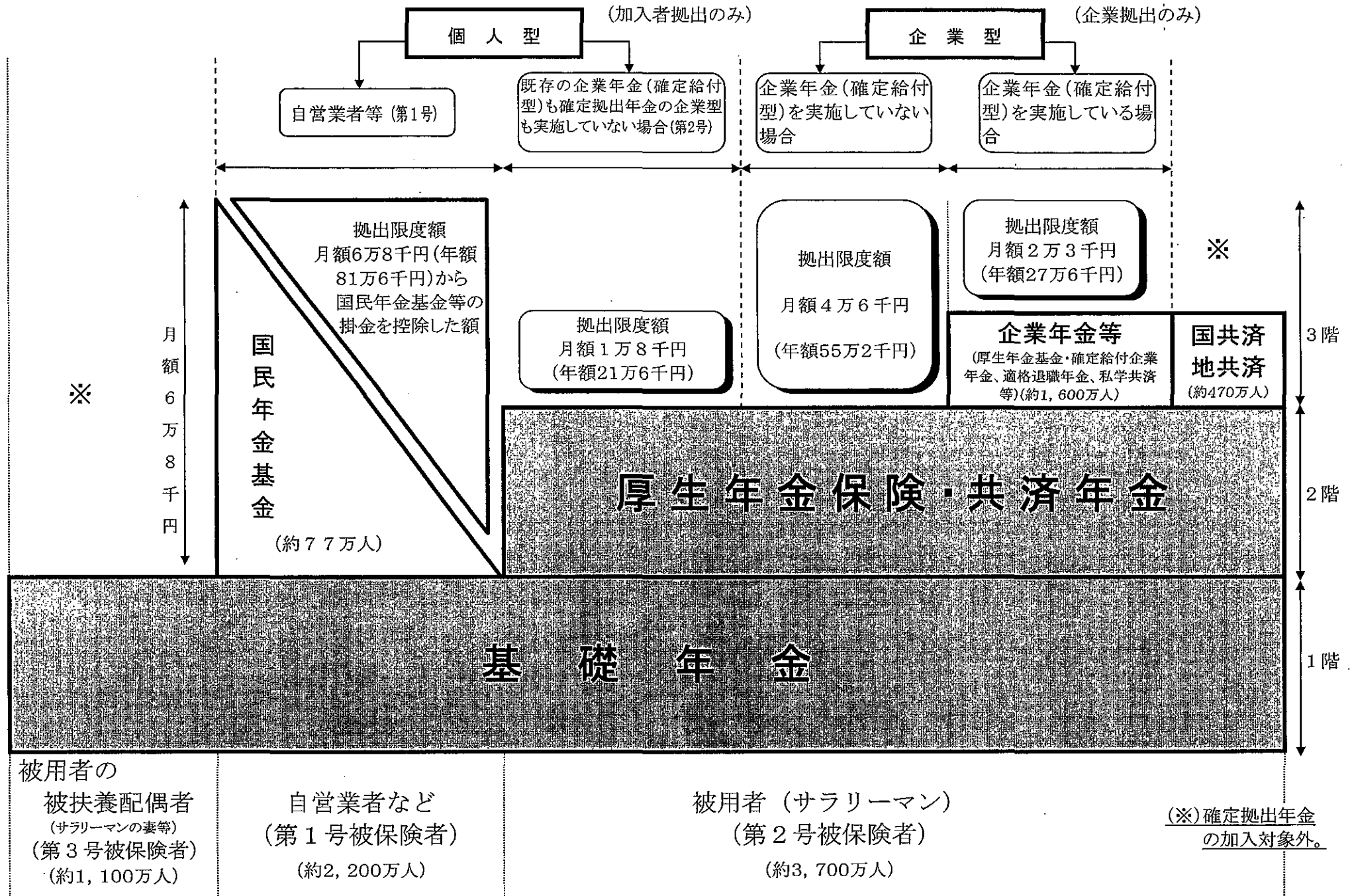


確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



長期生活支援資金の概要について

【目的】

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市町村社会福祉協議会）

【貸付対象】

資金の貸付対象は次のいずれにも該当する世帯

- ・ 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- ・ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・ 配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- ・ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ・ 借入世帯が市町村民税の非課税世帯程度の世帯であること。

【貸付内容】

貸付限度額	居住用不動産（土地）の評価額の70％程度
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 又は借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内の額（臨時増額が可）
貸付利子	年利3パーセント又は長期プライムレート（現在1.65％） のいずれか低い利率
償還期限	借受人の死亡など貸付契約の終了時
償還の担保措置	・ 居住する不動産に根抵当権等を設定。 ・ 推定相続人の中から連帯保証人1名を選任。

※長期プライムレートはH17.4.1現在

【貸付件数】

308件（平成17年6月30日現在）

介護資金

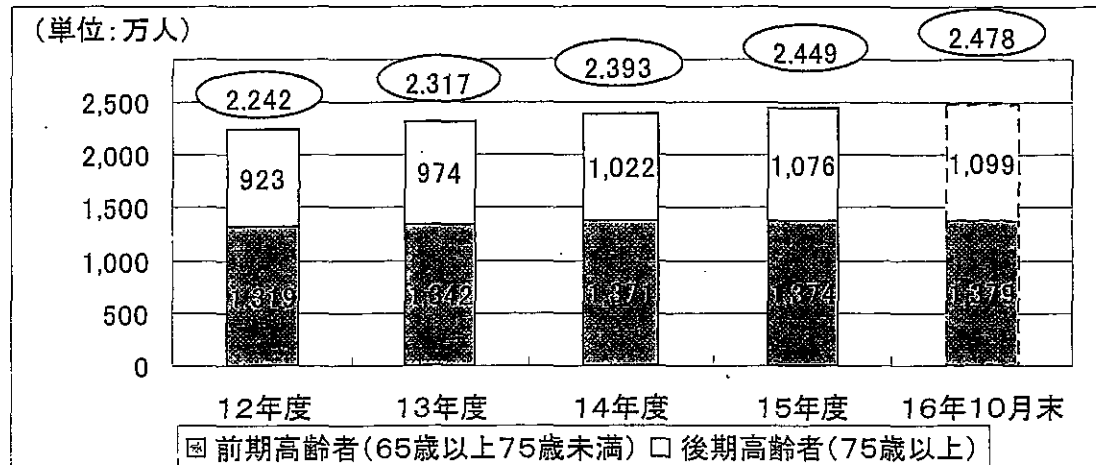
1 第1号被保険者数

(15年3月末現在)

2,393 万人

(16年3月末現在)

⇒ 2,449 万人(対前年比56万人、2.3%増)



(注) 16年10月末の数値は月報の数値

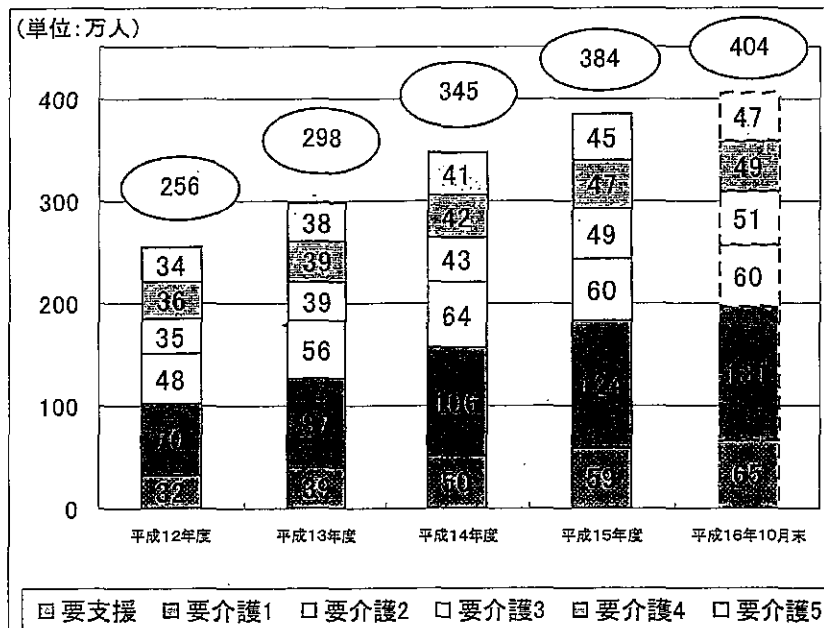
2 要介護(要支援)認定者数

(15年3月末現在)

345 万人

(16年3月末現在)

⇒ 384 万人(対前年比39万人、11.3%増)



区分	12年度からの増加率	15年度構成比
合計	150%	100%
要介護5	134%	11.8%
要介護4	130%	12.3%
要介護3	137%	12.6%
要介護2	123%	15.5%
要介護1	177%	32.3%
要支援	184%	15.4%

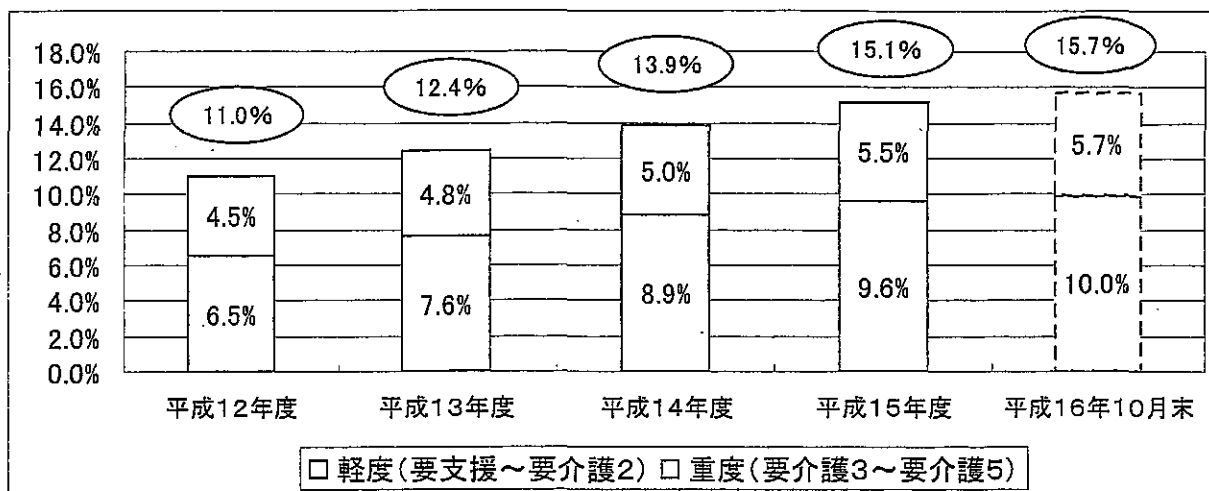
(注) 16年10月末の数値は月報の数値

※要介護度が軽度(要支援～要介護2)の認定者数が全体の63.3%を占める。

資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」平成15年度

3 第1号被保険者に占める第1号認定者の割合

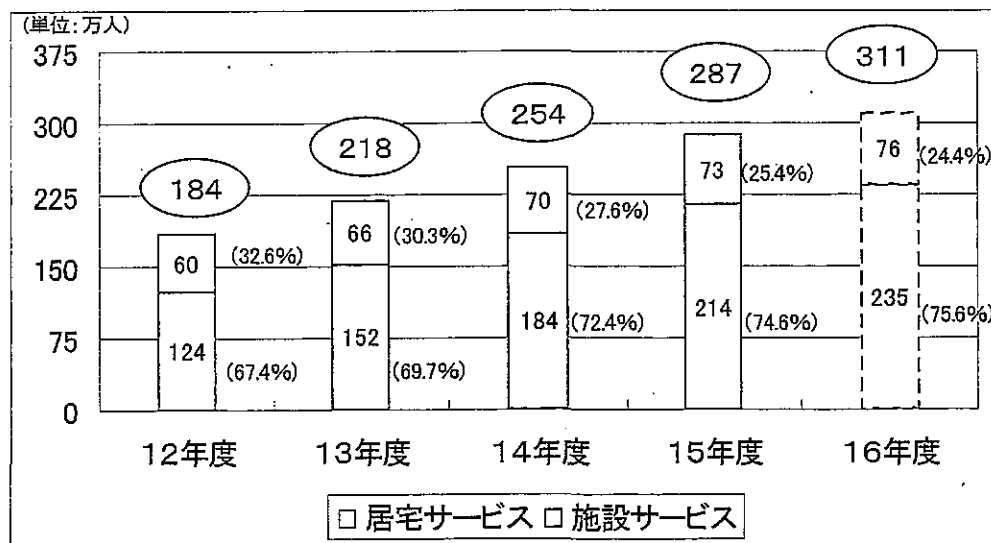
(15年3月末現在) (16年3月末現在)
13.9% ⇒ 15.1%(対前年比1.2%増)



(注) 16年10月末の数値は月報の数値

4 サービス受給者数

〔14年度(1ヶ月平均)] 〔15年度(1ヶ月平均)]
254万人 ⇒ 287万人(対前年度33万人増、13%増)



区分	12年度からの増加率
合計	156%
施設サービス	121%
居宅サービス	173%

(注1) () は各年度の構成比

(注2) 各年度とも3月から2月サービス分の平均、16年度は3月から8月サービス分の平均

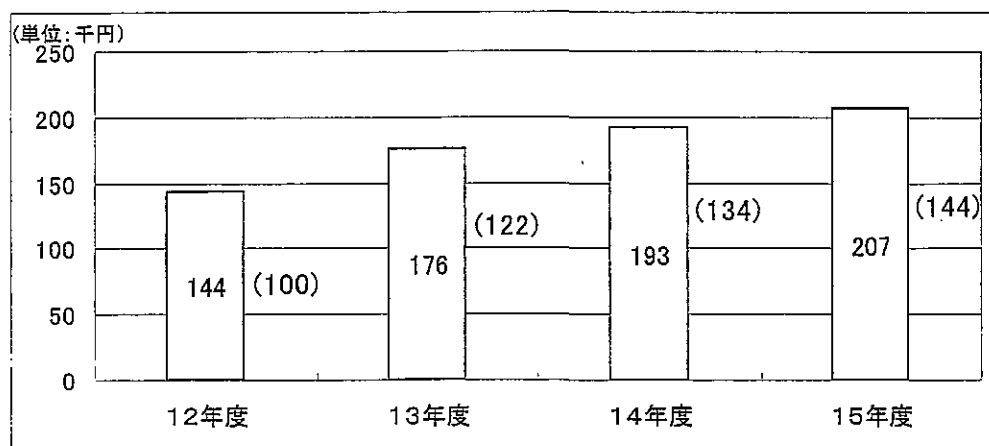
※特に居宅サービス受給者数の増加が著しい。

資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」平成15年度

5 第1号被保険者1人あたり支給額

(14年度) (15年度)

193千円 ⇒ 207千円(対前年度14千円、7.3%増)



(注) () 内の数値は12年度を100とした場合の指数

資料出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」平成15年度